

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四国中央市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

四国中央市長

公表日

令和8年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく以下の事務 1. 感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るために対象者を把握し、定期接種、臨時接種の実施 2. 予防接種予診票の発行、実費の徴収、予防接種の記録、予防接種済証の交付 健康被害救済措置に使用
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ガバメントクラウド(AWS) 5. ガバメントクラウド(OCI)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表14の項、126の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 3. 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 別表14の項、126の項 (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号 別表14の項、126の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 医療対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	四国中央市総務部総務調整課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四国中央市市民部医療対策課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6209
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。情報担当者を含めた複数人で手順を確認し、必ず確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報ファイルを取り扱う事務取扱担当者にのみ権限を付与することにより、利用は限定されている。利用時は、ユーザーIDとパスワードで識別、適切に管理し、異動時には迅速に変更を行う。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 3個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項(別表第1項番10及び別表第1項番93の2)	1. 番号法第9条第1項 別表第1 14の項、126の項	事前	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)令和6年5月27日 施行に伴い別表番号ずれ
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和7年5月1日	令和7年12月1日	事前	様式の変更
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	記載なし	令和7年12月1日	事前	様式の変更
令和8年8月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ガバメントクラウド(AWS) 5. ガバメントクラウド(OCI)	事後	評価書の更新
令和8年8月3日	I 関連情報 3.個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項 別表第1 14の項、126の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条及び第67条の2	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表14の項、126の項 2. 番号法の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	現行の番号法に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月3日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二16の2項、16の3項、115の2項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。)第12条の2、第59条の2 (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二16の2項、17の項、18の項、19の項、115の2項 2. 別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 別表14の項、126の項 (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号 別表14の項、126の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和8年8月3日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和7年12月1日	令和8年7月1日	事後	評価書の更新
令和8年8月3日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年12月1日	令和8年7月1日	事後	評価書の更新
令和8年8月3日	II しいき値判断項目 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	記載なし	特定個人情報ファイルを取り扱う事務取扱担当者にのみ権限を付与することにより、利用は限定されている。利用時は、ユーザーIDとパスワードで識別、適切に管理し、異動時には迅速に変更を行う。	事後	評価書の更新